

台風 14 号等による土砂災害に関する緊急の対応について（案）

昨年の台風 10 個の上陸、そして本年 9 月の台風 14 号による土砂災害の被害は目に余るものがある。その台風 14 号災害では総雨量 1300 ミリを超える大雨を記録した。特に九州地方の中山間地での土砂災害が激甚であった。被害の特徴としては、土砂災害による死者・行方不明者が全体数 29 名中 22 名と多かったこと、22 名のうち 15 名が 65 才以上の高齢者であった事があげられる。これは、土砂災害の危険な地域の持つ自然条件・社会条件に起因する問題である。また、水源地域で大規模な崩壊箇所及びそれに伴う河道閉塞も数多く見られる。これらの被害の実態から、中山間地の土砂災害対策の問題点を明らかにし、今後の対策について検討を進めているが、現時点で明らかな緊急に解決すべき問題点が見られるので、次期の台風・積雪等による土砂災害にそなえ下記の通り緊急に対応を行う必要がある。

1 避難勧告の発令

- 土砂災害の予測は現時点では精度に限界があるが、ある程度の予測は可能である。大雨洪水警報等とあわせ、「土砂災害警戒情報」（現在鹿児島県でのみ実施）や都道府県から市町村に提供される「土砂災害警戒避難基準雨量」を参考に市町村は避難勧告を発令すべきである。発令のタイミングや避難対象地域の特定は現段階では雨量観測地点毎に発出される「土砂災害警戒避難基準雨量」やレーダー雨量計による雨域の情報、住民からの土砂災害前兆現象に関する情報等を参考に行う事が可能である。仮に住民避難後に土砂災害が発生しなかったいわゆる「空振り」の状況は、土砂災害に関しては人命重視の観点からやむを得ないものと考えらるべきである。

事例：台風 14 号で死者・行方不明者が出た 10 地区のうち事前に避難勧告が出ていたのは 1 地区のみ。

2 災害時要援護者への対応

- 市町村は、中山間地に多い高齢者等の避難を考慮し、時間に余裕を見て避難勧告を行うため、避難準備情報を地域防災計画書に記載し、発令すべきである。また、災害時要援護者への避難時の対応について地域の自主防災組織活動も含め、内閣府で作成された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に実施に向け検討すべきである。

事例： 高齢者の避難誘導にあたった地区役員も高齢者と共に被災し死亡
非常時にバスを運行する事になっているが、住民への周知不十分でバスによる移動はできなかった。

3 施設整備と避難の関係

- ・土砂災害を防ぐためには施設整備が必要であり、都道府県等は土砂災害危険箇所についてはできるだけ速やかに施設整備を行う必要がある。また、想定を超える現象も起こりうることから土砂災害が人的被害につながりやすい事を踏まえ、豪雨が降り続く場合には、人命尊重の観点から、施設が整備されている箇所においても避難を勧告すべきである。また都道府県は市町村に対し、施設整備の状況について速やかに説明すべきである。

事例：施設整備済み箇所のため避難の呼びかけをしなかった（三股町）

4 土砂災害に関する情報伝達体制・機器の点検

- ・都道府県は豪雨時に土砂災害警戒避難基準雨量等の情報伝達がうまく機能しているか緊急に点検を行うこと。また、停電や電話の不通等豪雨時に想定される多くのトラブルに対し、予備電源を設けたり、情報伝達の手段の二重化を行うなど補完して情報伝達を行える体制になっているか確認を行うこと。

事例： 庁舎での停電（都道府県、及び市町村の庁舎）
停電によるオフトーク通信の故障（市町村から住民への情報伝達について）
情報確認の遅れ（市町村の担当者が見回り・巡視で外出）

5 土砂災害に関する基礎的知識の周知徹底

- ・土砂災害とはどのようなものか、その特性と前兆現象や、土砂災害が発生する雨量、さらに避難所の開設に関する情報等について、市町村は土砂災害発生のおそれのある地区住民に少なくとも回覧板等で緊急に周知するとともに、緊急時に情報を住民にダイレクトに周知するためのシステムづくりを行うべきである。

事例：人家裏で崩壊があった直後に、自宅に帰り被災した。

6 大規模崩壊箇所への対応

- ・大規模崩壊箇所が数多くあることから、下流集落等への影響を考慮し、今後の崩壊拡大や流出土砂の状況について、当面二次災害の防止のために十分な監視体制を設けること。